

仕様書

1 業 務 名 公共施設等総合管理計画改訂業務

2 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

3 業務内容

本業務は、公共施設等総合管理計画の見直しに関して、令和 5 年 10 月 10 日付けで総務省より改訂された、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に基づ

き、公共施設等総合管理計画の改訂を行うものとする。

なお、本事業は上記通知にて公会計の活用を推奨していることから、公会計データを活用して行うものとし、具体的には以下の業務を行う。

(1) 公共施設等総合管理計画改訂について

①公共施設等の状況の整理

受託者は状況の整理を行うのにあたり、以下のデータを把握すること。

イ) 市の概要

概況、沿革、地理的特性、人口動向（推移）等の統計情報及び将来推計（タ張市人口ビジョン）、財政状況などの情報。

ロ) 公共施設の現状把握

ⅰ) 公共施設等基礎情報整理

施設名称、所在地、管理形態（指定管理等）、供用開始年度、建物構造、敷地面積、延床面積、建築面積、取得価額、減価償却費及び減価償却累計額等

ⅱ) 老朽化状況調査

減価償却累計額による資産老朽化比率の算出と耐震化状況等

ⅲ) 利用状況調査

開館日数、運営人員、利用人数等

ⅳ) 収支状況調査

利用料収入、人件費・光熱水費・減価償却費・委託料・修繕費等の各支出（コスト計算）

ⅴ) 点検状況

客観的な視点より確認する。なお、現地調査は行わず、担当課へのヒアリング等を基本とする。

②公共施設等の施設更新、維持管理等に係る中長期的な経費の見込みの算出

ⅰ) 資産更新額の算出

ロ) 維持管理に係る費用の算出

③基本方針等見直し支援

従前策定分の公共施設等総合管理計画に対し、以下の項目を基に見直しを行うこと。

イ) ユニバーサルデザイン化推進の方針

ロ) PDCA サイクル体制方針

ハ) 全体の見直し

④公共施設等総合管理計画改定（案）の作成

当計画の作成にあたり、以下の段階をもって策定すること。

イ) 公共施設等総合管理計画（素案）の作成

ロ) 公共施設等管理部署担当者の意見集約

ハ) 課長会議における意見集約

⑤公共施設等総合管理計画の公表用資料の作成

住民への周知を目的として、公共施設等総合管理計画の内容を分かりやすくまとめた概要版を作成する。

4 業務項目

(1) 公共施設等総合管理計画改訂について

①公共施設等の状況の整理

イ) 公共施設調査

i) 耐震化及び耐震診断の状況

ii) 施設別維持管理費の算出

iii) 利用状況等整理

ロ) インフラ資産の状況の整理

i) 各分野（道路・橋梁等）における個別施設計画の策定状況確認

ii) インフラ資産の維持管理費の算出

②公共施設等の施設更新、維持管理等に係る中長期的な経費の見込みの算出

イ) 資産更新年度及び更新必要額の算出

ロ) 財政シミュレーションの作成

③公共施設等総合管理計画改定（案）の作成

イ) 公共施設等総合管理計画改定（案）の内容

下記の構成で作成するが、内容変更については当市と協議の上、変更する。

第1章 公共施設等の現状及び将来見通し

1 公共施設等の現状

- 2 総人口や年代別人口についての今後の見通し（人口ビジョンより）
- 3 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み（更新必要額の試算）

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

- 1 現状を踏まえた課題抽出
- 2 公共施設マネジメントの基本的考え方
- 3 計画期間
- 4 取り組み体制の構築及び情報管理に関する方策
- 5 公共施設等の管理に関する方針
- 6 PDCA サイクルの推進及びフォロー体制に関する実施方針

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針（個別施設計画策定状況）

- 1 数値目標の設定
- 2 公共施設（建築物）
- 3 インフラ系施設

④公共施設等総合管理計画の公表用資料の作成

受託者の様式にて作成するが、変更については協議の上、作成する。

5 成果物

次に掲げる成果物等を契約期限または随時、夕張市へ、すべて電子データにより納入すること。また、電子データの作成に当たっては、データの運用管理及び更新が容易であることを考慮し、既存汎用ソフトで取扱い可能な形式で作成すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| ①公共施設等総合管理計画改定（案） | 1 式 |
| ②公共施設等総合管理計画住民公表用 | 1 式 |
| ③上記に関する附帯データ | 1 式 |

6 業務全般における要件

- (1) 受託者は、業務遂行にあたっては、責任者・担当者を明らかにし、夕張市と密に連絡を取りながら誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、夕張市から指導・助言を求められた際は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、地方公共団体においてシステムによる公会計財務書類の作成や固定資産台帳整備及び運用の実績があるものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了においても同様とする。
- (5) 成果物の著作権は夕張市に帰属する。

- (6) 本仕様書に定めのない事項、又は業務の実施にあたって疑問が生じた場合は、夕張市と受託者が協議してこれを定めるものとする。
- (7) 本業務において、総務省経営財務マネジメントアドバイザーを業務責任者として配置し、豊富な経験・知識を有する人員配置のもとで業務を遂行するものとする。
- (8) 本業務は専門性が高く、上位・下位計画との整合性を図り、総務省のガイドラインに沿った策定が求められるため、公共施設等総合管理計画、又はそれに類似した計画の策定・改定の実績が10件以上あることを要する。